

奈良県公報

目次

ページ

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(総務課)	二	○破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(総務課)	五
○破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(総務課)	三	○児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則(子ども家庭課)	六
○奈良県手数料条例及び奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(財政課)	三	○児童福祉法に基づく育成医療及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則(健康増進課)	一一
○奈良県税条例の一部を改正する条例(税務課)	四	○奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(風致保全課)	一二
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(税務課)	四	○租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則及び租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築課)	一二
○奈良県子ども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例(子ども家庭課)	四		

公布された条例のあらまし

◇民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

民法の一部を改正する法律の施行により、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県税条例
- (2) 奈良県統計条例
- (3) 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (4) 奈良県屋外広告物条例
- (5) 奈良県金属くず営業条例

2 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◇破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

破産法の施行により、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例
- (2) 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (3) 奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十七年十二月奈良県条例第十四号)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例及び奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

租税特別措置法の改正により、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県手数料条例
- (2) 奈良県事務処理の特例に関する条例

2 施行期日
平成十七年四月一日から施行することとした

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を平成二十一年度まで延長することとした。

2 不動産取得税関係

(1) 既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅が適用対象となるよう規定の整備を行うこととした。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の適用期間を平成十九年三月三十一日まで二年延長することとした。

(3) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置の適用期間を平成十九年三月三十一日まで二年延長することとした。

(4) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置の適用期間を平成十九年三月三十一日まで二年延長することとした

3 自動車取得税関係

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成十九年三月三十一日まで二年延長することとした。

(2) 平成十五年又は平成十六年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より七十五パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。

(3) 平成十六年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例

措置を廃止することとした。

4 その他
所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行する。ただし、4については大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 課税免除の適用要件の変更

過疎地域の区域内における事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額を二千七百万円（現行二千五百万円）に引き上げることとした。

2 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県子ども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

児童福祉法の改正により、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

条 例

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十二号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県条例の一部改正)

第一条 奈良県条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六六条の三第二項第三号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「負担附遺贈」を「負担付遺贈」に改める。

(奈良県統計条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「能力」を「行為能力」に改める。

一 奈良県統計条例(昭和二十六年六月奈良県条例第三十八号) 第四条第三項

二 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月奈良県条例第四号) 第六条第一項第五号

三 奈良県屋外広告物条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十七号) 第十五条の二三第一項第五号

四 奈良県金属くず営業条例(昭和三十二年四月奈良県条例第二十号) 第四条第五号

附 則
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十三号

破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(奈良県屋外広告物条例の一部改正)

第三条 奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の十一号を加える改正規定のうち第十五条の二の六第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県手数料条例及び奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十四号

奈良県手数料条例及び奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十七の項中「第三十一条の二第二項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表の八十八の項中「第三十一条の二第二項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項事務の欄3中「第三十一条の二第二項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に改め、同欄4中「第三十一条の二第二項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に改め、同欄5中「第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同欄6中「第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第五十五号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第三項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改める。

附則第六条第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第八条第一項、第四項及び第七項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附則第十条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「(以下第九項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。）」を削り、同条第九項及び第十項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項の改正規定(「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改める部分に限る。)は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の奈良県条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第五十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年九月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千五百万円」を「二千七百万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第五十七号

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

奈良県こども家庭相談センター設置条例（平成十四年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

規 則

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第六十五号

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正）

第一条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十七年十二月奈良県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第二条 奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則の一部改正）

第三条 奈良県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規則（昭和四十八年十二月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（奈良県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第四条 奈良県獣医師修学資金貸与条例施行規則（昭和四十六年三月奈良県規則第九十

九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第五条 奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式の次に次の三様式を加える改正規定のうち第四号の三様式中「簿籍」を「簿籍申請書」に改める。

（農業倉庫業法施行細則の一部改正）

第六条 農業倉庫業法施行細則（昭和二十六年七月奈良県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「破産の申立」を「破産手続開始の申立て」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（奈良県農業改良資金貸付規則及び奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第七条 次に掲げる規則の規定中「簿籍」を「簿籍申請書」に改める。

一 奈良県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月奈良県規則第六十二号）第五号様式及び第六号様式

二 奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月奈良県規則第三十号）第五号様式及び第六号様式

（農業協同組合法施行細則の一部改正）

第八条 農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項第四号中「破産決定書」を「破産手続開始の決定の裁判書」に改める。

（建築士法施行細則の一部改正）

第九条 建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八号様式中「破産」を「破産手続開始」に、「破産又は」を「破産手続開始の決定又は」に改める。

(奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第十条 奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月奈良県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第十号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第十一条 奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則(平成十四年三月奈良県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六号中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第六十六号

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則(昭和五十三年五月奈良県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「施行規則」という。)の下に「里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「認定等省令」という。)」を加える。

第二条中「第二十七条第一項、第二項及び第六項」を「第十一条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項」に改める。

第三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六条第四項中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の八第二号」に改める。

第七条中「第二十五条の二第一号及び」を「第二十五条の七第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第二十五条の八第一号並びに」に改める。

第八条中「保護受託者」を削る。

第十六条の見出しを「(里親認定の申請等)」に改め、同条第一項中「里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「認定等省令」という。)」を「認定等省令」に、「里親認定申請書」を「里親認定申請書」に改め、同条第六項中「第八条第五号」を「第八条第一項第五号」に改め、同条第九項中「第十一条第三号」を「第十一条第一項第三号」に改める。

第十七条(見出しを含む。)中「又は保護受託者」を削り、同条を第十八条とする。

第十六条の二の見出しを「(職業指導里親認定の申請等)」に改め、同条第一項中「施行規則第三十条の規定による申出をしようとする者は、保護受託者申出書(第二十号様式)」を「認定等省令第六条第二項(認定等省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)」の規定により申請書を提出しようとする者は、職業指導里親認定申請書(第二十号様式)」に改め、同条第二項中「保護受託者申出書」を「職業指導里親認定申請書」に、「申出者を保護受託者」を「申請者を職業指導を行う里親」に改め、同条第三項中「保護受託者申出書」を「職業指導里親認定申請書」に、「申出者を保護受託者」を「申請者を職業指導を行う里親」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「保護受託者」とすることについての適否決定」を「職業指導を行う里親の認定をし、又はしないことの決定」に、「申出者」を「申請者」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の四項を加える。

6 認定等省令第八條第二項第五号(認定等省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の申請をしようとする里親は、職業指導里親認定取消申請書(第二十号様式)の二を、その居住地を所管することも家庭相談センター所長を経由して、知事に提出しなければならない。

7 認定等省令第九條(認定等省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の申請をしようとする職業指導を行う里親は、職業指導里親登録申請書(第二十号様式)の三)を、その居住地を所管することも家庭相談センター所長を経由して、知事に提出しなければならない。

8 知事は、前項の申請があつたときは、当該里親を里親名簿(第十九号様式)の四)に登録しなければならない。

9 認定等省令第十一条第二項第三号(認定等省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の申請をしようとする里親は、職業指導里親登録取消申請書(第

二十号様式の四)を、その居住地を所管する子ども家庭相談センター所長を経由して、
 知事に提出しなければならない。
 第十六条の二を第十七条とする。
 第六号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第十四号様式中 「 福祉事務所長 「 市町村 福祉事務

(子ども家庭相談センター所長) 「 (子ども家庭相談センター

「第25条の7第1項第1号

長 「第25条の2第1号 第25条の7第2項第1号

所長 に改め、 「第25条の7第2項第2号 に改める。

所長) 「 第26条第1項第3号 第25条の8第3号

第26条第1項第3号 「

第十五号様式中 「(里親・保護受託者)」を「(里 親)」に改める。

第十九号様式の二中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に改める。

第十九号様式の四を次のように改める。

第19号様式の4 (第16条関係)

里 親 名 簿

登録番号 里親の種類	認定年月日	登録年月日	住 所	氏 名	性別	生年月日	登録更新 年 月 日	認定・登録の取消 理由及び処分年月日

備考 認定年月日、登録年月日及び登録更新年月日欄の上段には里親認定、下段には職業指導里親認定に関する年月日を記入すること。

第十九号様式の五中「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に改める。
第二十号様式を次のように改める。

第20号様式 (第17条関係)

職業指導里親認定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
申請者 氏名 ㊟

第6条第2項
里親の認定等に関する省令第15条において準用する同省令第6条第2項の規定により下
第17条において準用する同省令第6条第2項
第20条において準用する同省令第6条第2項
記のとおり申請します。

記

職業指導里親 認定希望者	住 所	氏 名
登録番号		
職業指導 の 内 容		
職場の環境		
※ 経 由	子ども家庭相談センター所長 ㊟	※受付年月日
		※番 号

第二十号様式の次に次の三様式を加える。

第20号様式の2 (第17条関係)

職業指導里親認定取消申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
申請者 氏名 ㊟

第8条第2項第6号
里親の認定等に関する省令 第15条において準用する同省令第8条第2項第6号の規定に
第17条において準用する同省令第8条第2項第6号
第20条において準用する同省令第8条第2項第6号
より下記のとおり申請します。
記

登録番号	
里親の認定の取消しを申請する理由	
※経由	子ども家庭相談センター所長 ㊟
	※受付年月日
	※番号

第20号様式の3 (第17条関係)

職業指導里親登録申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
申請者 氏名 ㊟

第9条

里親の認定等に関する省令第17条において準用する同省令第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

住所	氏名
職業指導里親登録申請者	
登録番号	
※ 経 由	子ども家庭相談センター所長 ㊟
	※受付年月日 ※番 号

第20号様式の4 (第17条関係)

職業里親登録取消申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
申請者 氏名 ㊟

第11条第2項第2号

里親の認定等に関する省令第17条において準用する同省令第11条第2項第2号の規定により下記のとおり申請します。

記

登録番号	
里親の登録の取消しを申請する理由	
※ 経 由	子ども家庭相談センター所長 ㊟
	※受付年月日 ※番 号

2 法第二十一条の九の二に規定する医療の給付に係る支払命令基準額

階層区分	階層区分	入院治療		通院治療	
		支払命令基準月額	加算基準額	支払命令基準月額	加算基準額
0階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
A階層	0階層を除き、生計中心者の市町村民税が非課税	0	0	0	0
B階層	0階層及びA階層を除き、生計中心者の前年の所得税が非課税	2,200	220	1,100	110
C階層	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下	3,400	340	1,700	170
D階層	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円～30,000円	4,200	420	2,100	210
E階層	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円～80,000円	5,500	550	2,750	270
F階層	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円～140,000円	9,300	930	4,650	460
G階層	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上	11,500	1,150	5,750	570

備考
 1 生計中心者とは、児童の生計を主として維持する者とする。
 2 加算基準月額とは、同一世帯から2人以上の児童が同時に法第二十一条の九の二に基づき医療の給付を受ける場合に、その月の支払命令基準月額の最も多額な児童以外の児童について適用する支払命令基準月額をいう。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
 (児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部改正)
- 児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則(昭和五十三年五月奈良県規則第十号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「児童福祉法に基づく育成医療及び療育の給付に関する規則」を「児童福祉法に基づく育成医療、療育及び医療の給付に関する規則」に改める。

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十七年三月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第六十八号

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
 奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(平成十六年十二月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
 第八条の次に次の九条を加える改正規定のうち第八条の二第一項第一号及び第三号中「能力」を「行為能力」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第六十九号

租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則及び租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十七年三月三十一日

度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第一条 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和四十九年四月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項、第八条第一項及び第十条第一項中「第三十一条の第二項第十一号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三四項第十一号ハ」を「第六十二条の三四項第十四号ハ」に改める。

第一号様式(ネシ)中
第31条の2第2項第11号ハ
第62条の3第4項第11号ハ
第63条第3項第5号イ

号イ
号ハ
に改める。

「第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第11号ハ
第62条の3第4項第11号ハ
第63条第3項第5号イ」

「第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ」

「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

「第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第11号ハ
第62条の3第4項第11号ハ
第63条第3項第5号イ」

(租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第二条 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和四十九年四月奈良県規則第二号)の一部を次

のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第三十一条の第二項第十二号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三四項第十二号ニ」を「第六十二条の三四項第十五号ニ」に改める。

第一号様式中
第31条の2第2項第12号ニ
第62条の3第4項第12号ニ
第63条第3項第6号

「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号」

「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に改める。

「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第12号ニ
第62条の3第4項第12号ニ
第63条第3項第6号」

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

